

令和元年第8回総社市農業委員会総会議事録

1 開会 令和元年8月8日(木) 午後2時

2 閉会 令和元年8月8日(木) 午後3時22分

3 場所 総合福祉センター 2階保健指導室

4 出席または欠席した農業委員

出席 14人

1番 鎌田 布之(会長代理)	2番 小原 弘
3番 秋山 陽太郎(農地担当)	4番 林 眞理
6番 高杉 通夫	7番 佐野 年昭
8番 能登谷 和正	9番 高田 稔
10番 定井 正雄(会長)	11番 梶谷 範雄
12番 野瀬 秀子	13番 横田 幸則
14番 高谷 均(農政担当)	15番 本行 逸

欠席 1人

5番 河田 直樹

5 出席した農地利用最適化推進委員

16人

伊丹 良夫	犬飼 正己	難波 末雄	林 修司	宮崎 昭雄
山上 勲	浅野 信之	小西 安彦	小橋 武史	東 茂
渡邊 則文	植田 忠晴	高上 忠義	阿部 英志	風早 克義
若林 勤				

6 職務及び説明のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局

局長 赤星 敬太 次長 前谷 学 主査 国橋 一輝 主任 平田 直美

7 議事録署名委員

1 番委員 2 番委員

8 本日の議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 付議事件

議案第33号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について

議案第34号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第35号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第36号 総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について

報告第28号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について

報告第29号 農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

報告第30号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

報告第31号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について

9 付議事件及びその結果

原案どおり可決

10 議事経過の概要

次のとおり

開会 午後2時

(主任)

ご起立願います。

礼。

ご着席願います。

(会長)

皆さん、大変ご苦勞様です。

非常に暑い日が続いております。熱中症対策をしっかりやっていただきたいと思います。

私事ですが、今朝、7時から営農組合のことで、10時半まで草刈りをしました。最近のニュースでも熱中症になる人のことが報道をされています。営農組合のなかで、どうして熱中症になるのだろうかということ問いかけました。熱中症になる前に体が、水分を必要としていることが分かればいいのですが、それが分からないから続けて倒れるというのが現状ではなかろうかと思っております。皆様方もこの暑さ、昔に比べてかなり気温も高くなっているように思います。自分の体は自分が管理しておかなければ、他人は管理してくれません。十分気をつけていただければと思います。

次に、先月、岡山県農業会議の常設委員会の中で質問がありました。ある市の農業委員会の会長から●●●●のことで質問がありました。●●●、総社市はどうなんですかという質問に、●●●の方は、「事務所には誰もいません。」という回答をされました。農業委員会会長ではなくて、農業委員会事務局の方が話をされておりました。次に、総社へ振ってこられました。「総社としても●●●●に関しては、書類が整うと許可をいたします。許可後にこのようなことになったことは、本当に責任を感じています。」ということ片山会長へ申し上げたところであります。総社としても新しいほ場、イチゴを作り、雇用をしていくということで、喜んでいたところであります。非常に残念なことで、親会社がこうなると、こうなってしまうのかなと思っております。また、●●●●の方もテレビ報道があつてから、事務局に来られて、「私たちは頑張ってやっていくんだ。」と言われておりましたけれど、一週間後に二人来られまして、出来ないということになりました。私たちは農業委員会として、法律に基づき許可をするということになってはいますが、慎重に審議していただいて、許可をしていくということで、十分に勉強をしていただいて、皆様方もよろしく願いをしたいと思います。

それでは、ただ今より令和元年第8回総社市農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席者は農業委員14人、5番委員が欠席されております。農地利用最適化推進委員の方には、16人の方へ出席をしていただいております。

農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する在任する委員の過半数が出席していること

から、本総会は成立していることを報告いたします。

本日の議事日程は、皆様のお手元にお配りいたしております日程表のとおり進めさせていただきますので、ご協力よろしくお願いいたします。

次に、総会での注意事項について申し上げます。

発言される場合は必ず挙手し、議席番号を言ってから発言してください。やむを得ず離席する場合は必ず許可を得るようにしてください。また、携帯電話は電源を切るかマナーモードにしてくださいようお願いします。

【日程第1 議事録署名委員の指名】

(会長)

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、総社市農業委員会会議規則第33条の規定により、1番委員、2番委員を指名いたします。

【日程第2 会期の決定】

(会長)

日程第2 会期の決定を行います。

本総会の会期は、総社市農業委員会会議規則第5条の規定により本日1日限りと決定いたします。

【日程第3 付議事件】

(会長)

日程第3 付議事件の審議に入ります。

それでは、農地担当の秋山委員よりお願いいたします。

【議案第33号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について】

(農地担当)

皆様、ご苦勞様です。

それでは、付議事件の審議に入ります。

議案第33号、農地法第3条の規定による農地等の許可申請について議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

(主査)

【議案第33号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について朗読】

【受付番号19番】

(農地担当)

それでは、19番、西郡の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(14番委員)

受け人の方は、申請地を戦前から代々、小作として耕作をされておられました。

この度、渡し人から譲り渡すという話になったそうであります。申請地は、受け人が住まわれておる家のすぐ北側になる土地であります。

(農地担当)

地元の農地利用最適化推進委員の阿部委員からお願いをいたします。

(阿部委員)

14番委員の報告のとおりであります。

当時、受け人が家を建てる時に、申請地は1枚の田でありました。家を建てるのであれば、その土地を譲ってあげるということで、家の土地だけを譲ってもらって、その時、一緒に譲ってもらえればよかったのですが、お爺さん、お婆さんの時代ですから、土地を譲ってもらえなかったということで、世代交代もありまして、今回の申請になったものであります。

地元としては、耕作もしており何ら問題はありません。

(農地担当)

それでは、この件につきまして、ご質疑、ご意見等はございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決いたします。

19番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、19番は許可されました。

【受付番号20番，21番】

(農地担当)

続きまして、20番、秦の件であります。次のページの21番と関連がありますので、一括して審議をさせていただきます。

それでは、20番、21番の地元委員の説明をお願いいたします。

(12番委員)

20番の件につきましては、申請地は、受け人が耕作をされている南側になります。長年、受け人の方が草の管理等をされておられました。その関係で今回の申請になったものであります。

次に、21番の件であります。受け人と渡し人は、株内の関係になります。渡し人の方が高齢になったことから、多くの園地を管理できないということで、今回の申請になったものであります。

20番、21番とも農業をされており、地元としては、何ら問題ありません。

(農地担当)

それでは、この件につきまして、秦地区の農地利用最適化推進委員であります小橋委員からお願いをいたします。

(小橋委員)

先月、31日に12番委員と現地確認等を実施しました。

12番委員の報告のとおりで、耕作もされており問題ありません。

よろしくをお願いいたします。

(農地担当)

それでは、これらの件につきまして、ご質疑、ご意見等はございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決いたします。

20番, 21番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め, これらは許可されました。

【受付番号22番, 23番】

(農地担当)

続きまして, 22番, 23番の清音黒田の件につきまして関連がありますので, 一括審議とさせていただきます。

それでは, 22番, 23番の件につきまして地元委員の説明をお願いいたします。

(7番委員)

受け人の方は, 清音黒田地区や三因地区でも大規模に農業をされておられます。今回の申請地には, 水稻を作付けする予定になっております。

以上であります。

よろしく願いをいたします。

(農地担当)

それでは, この件につきまして, ご質疑, ご意見等はございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは, 採決いたします。

22番, 23番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め, これらは許可されました。

以上で, 議案第33号の審議はすべて終了いたしました。

【議案第34号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について】

(農地担当)

次に、議案第34号、農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について議題といたします。

なお、地元委員の説明時に隣地に関する説明もお願いをいたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

(主査)

【議案第34号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】

【受付番号12番】

【議案第35号 受付番号23番】

(農地担当)

それでは、5ページ、12番、宿の案件であります。7ページ、議案第35号の受付番号23番と関連がありますので、一括して審議とさせていただきます。

それでは、5ページ、12番、7ページの23番につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(9番委員)

現地調査につきましては、8月5日の13時から、会長、11番委員と私、事務局職員1名とで現地調査を実施いたしました。

12番と23番の関係ですが、水路と宅地への農地転用であります。

現地は、東側が個人の道路、西が田、南が宅地、北が田ということで、現地は草刈りをしていて管理をされておりました。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの報告をお願いいたします。

(14番委員)

12番の案件につきましては、7ページの23番の農地転用に関係をしております。宅地の雨水を排水するための排水路を設置するための申請であります。次に23番につきましては、周辺の状況につきましては、現地調査の報告のとおりであります。用水等につきましては、周辺が宅地、不耕作地等ありますので、問題ないと考えます。排水につきましては、柵を設けて水路へ排水し、その先には河川がありますので、そちらに向っての排水ということになります。また、生活排水につきましては、南側市道に下水道管がありますので、それに排水するという事で問題はないと考えます。日照、通風につきましては、周辺は宅地、不作地ありますので問題ないと考えます。土砂の流出につきましては、境界部分へブロック塀を設けることから、23番につきましては、問題ないと考えますので、よろしくご審議をお願いいたします。

以上です。

(農地担当)

これらの件につきまして、事務局から補足をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、12番及び第5条の23番とも市街地化区域に近接し、市街地化が見込まれる区域内にあるおおむね10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地であることから、第2種農地と判断をしております。

(農地担当)

それでは、これらの件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

これらの件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

5ページ12番、7ページ23番のこれらを許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、これらは許可されました。

【受付番号13番】

【議案第35号 受付番号24番】

(農地担当)

続きまして、13番、久米の件につきましても、これも7ページ、議案第35号の受付番号24番と関連がありますので、一括して審議とさせていただきます。

それでは、5ページの13番及び7ページの24番、これらの現地調査の報告をお願いいたします。

(9番委員)

久米の●●地内になります。

第4条では道路の拡幅、5条の24番は宅地への転用であります。

現場は、東側が道路、西が水路を挟んで道路、南が田、北が水路を挟んで宅地になっております。

申請地は、少し草が生えている状態でありました。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(4番委員)

この申請地の周辺は、宅地化が進んでいる地区であります。今回の申請は、宅地とそれに隣接する道の拡幅を目的とした申請になります。

農地転用することによる周辺農地への影響につきましては、特に問題はないと考えております。

(農地担当)

地元推進委員の伊丹委員からお願いをいたします。

(伊丹委員)

4番委員からの報告のとおりであります。

申請地周辺は、ここ2年間に住宅を目的とした7件の転用の申請がありました。農道の拡幅は、草の生えた未舗装の道路であります。地元としては、道路が拡幅されることはとても良いことだと思っております。

住宅、道路の拡幅を目的としたそれぞれの農地転用について、周辺農地への影響はありません。

よろしくご審議の程、お願いをいたします。

(農地担当)

それでは、事務局から補足をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、受付番号13番、24番ともに甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件に該当しない農地ということから、第2種農地と判断をしております。

(農地担当)

それでは、この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

13番及び7ページの24番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、これらは許可されました。

【受付番号14番】

(農地担当)

続きまして、14番、久代の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(9番委員)

この案件につきましては、市道の拡幅と宅地の拡張であります。

現地は、東が宅地と畑、西が道路、南が畑、北が宅地という状況であります。

以上です。

(農地担当)

引続き地元委員の説明をお願いします。

(9番委員)

市道の拡幅と宅地の拡張ということでございます。

営農状況への支障につきましては、用水、排水、日照につきましては問題ありません。土砂の流出等ですが、擁壁を設置し土砂が流出しないようにしているので問題ないと思います。

総合判断として、既に市道及び宅地として使用していることから、支障はないと考えております。

以上です。

(農地担当)

それでは、事務局から補足をお願いいたします。

(主査)

宅地拡張部分につきましては、申請人の父親が、当時、倉庫を建築していたということで、今回、始末書が添付されております。

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件に該当しない農地であることから、第2種農地と判断をしております。

(農地担当)

それでは、この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで，諮問はいたしません。

それでは，採決いたします。

14番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め，14番は許可されました。

【議案第35号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について】

(農地担当)

次に，議案第35号，農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について議題といたします。

それでは，事務局より説明をお願いします。

(主査)

【議案第35号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】

【受付番号22番】

(農地担当)

それでは，22番，真壁の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(9番委員)

申請地は真壁ですが，●●●●●●●●の東になります。

現況は，東が宅地，西も宅地，南が道路，北が宅地であります。

現状は，草が茂っていました。

以上です。

(農地担当)

私から，地元委員としての説明をいたします。

(3番委員)

当該案件であります，申請地が真壁になっていますが，●●●●の南，●の住宅と水田地帯の境目あたりになります。申請内容は住宅ということであります。

難波推進委員にも調査していただいております。

(農地担当)

難波推進委員から、報告をお願いいたします。

(難波委員)

譲受人は、昨年の災害で被災された方です。

申請地は、近年、住宅が建っている所です。

農地転用することによる周辺農地への影響ですが、土砂の流出については、境界部分には擁壁を設置し土砂が流出しないようにしています。また、申請地からの雨水は桝に集めて側溝に流すようになっています。生活排水は、合併浄化槽で処理をして道路側溝に流す計画になっています。日照、通風についても境界部分から離して建築するというので、用水等も含めて問題ないと思います。

以上です。

よろしくご審議の程、お願いいたします。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、市街地化区域に近接し、市街地化が見込まれる区域内にあるおおむね10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地であることから、第2種農地と判断をしております。

(農地担当)

それでは、この件につきまして、ご質疑、ご意見等ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

22番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、22番は許可されました。

【受付番号26番，27番】

(農地担当)

続きまして、26番、清音黒田の件であります、27番も関連案件でありますので、一括して審議したいと思います。

それでは、26番、27番の清音黒田の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(9番委員)

申請地は、清音黒田地内であります。

申請地は、東が道路、西は申請の残りの田、南は申請の残りの田で宅地があります。北側が道路であります。

現況は、草が少し生えていました。

以上であります。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(7番委員)

現地は、現地調査の報告のとおりであります。

用水につきましては、直接用水に面していないので支障はありません。排水につきましては、雨水は排水溝と集水桝を設置し、既存の水路へ排水します。汚水につきましては、集落排水へ接続するため支障はありません。日照、通風ですが、西側、南側は自作地であり支障はありません。土砂の流出ですが、土留ブロック等により支障はないと思います。申請地は、道路と自作地に囲まれており、農地転用することによる周辺農地への支障はないものと思われま。

よろしくをお願いいたします。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

2件とも、農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件に該当しない農地であることから、第2種農地と判断をしております。

(農地担当)

それでは、これらの件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

26番及び27番のこれらを許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、これらは許可されました。

【受付番号28番】

(農地担当)

続きまして、28番、南溝手の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(9番委員)

申請地は、●●●●●●●●の西側になります。

東側が用水、西側と南側が道路、北側が申請地の残りの土地になります。

申請地は、整地済でありました。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員から報告をお願いいたします。

(11番委員)

7月24日に現地を林斉推進委員が現地調査をしていただいております。その後、私も調査をいたしました。

申請地は、現地調査の報告のとおり、何年も前から駐車場として使用していたと思います。

東側が水路を挟んで倉庫、西側が4メートルの市道を挟んで水路、南は4メートルの道路、北側は残地であります。

農地転用することによる周辺農地への影響ではありますが、用水につきましては、前川改修の時に地上げされております。建物の排水は東側の水路へ放流するようになっております。日照、通風は問題ありません。土砂の流出等は、境界にブロックを設置するため問題ありません。

林斉推進委員から、前川と隣接しているので県への同意等が必要ではないかという報告を受けています。

地元としては、既に宅地化されており問題はないと思いますので、よろしく願いをいたします。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

報告にもありましたように、既に駐車場として使用されておりますので始末書も提出されております。

また、河川区域につきましては、申請代理人へ確認をするようにいたします。

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件に該当しない農地であることから、第2種農地と判断をしております。

(農地担当)

それでは、この件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

28番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、28番は許可されました。

【受付番号25番】

(農地担当)

続きまして、25番、総社の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(9番委員)

●●●●の●●●●●の南側になります。

現地は、東側が申請地の残りの田、西が道路を挟んで宅地、南側は申請の残りの田、北側は用水を挟んで市道になります。申請地は、田であります管理がされておりました。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をいたします。

(3番委員)

当該農地であります、●●●●●●●の南、●●●●の●●●●●の辺りであります。水田地帯でありましたが、近年、次々と住宅が建っているエリアであります。

詳しくは、山上推進委員に調査をしていただいております。

(農地担当)

山上推進委員から報告をお願いいたします。

(山上委員)

今回の申請は、祖父から孫への住宅を目的とした申請になります。
申請地は、東が田、西が道路、南が田、北が農業用水路であります。
農地転用を行うにあたり、周辺農地への影響はないものと思います。
よろしく願いをいたします。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、市街地化区域に近接し、市街地化が見込まれる区域内にあるおおむね10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地であることから、第2種農地と判断をしております。

(農地担当)

この件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。
それでは、採決いたします。
25番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、25番は許可されました。
以上で、議案第35号の審議はすべて終了いたしました。

【議案第36号 総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について】

(農地担当)

次に議案第36号、総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について議題とします。
それでは、事務局から説明をお願いいたします。

(主査)

【議案第36号 総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について朗読】

【受付番号2番】

(農地担当)

それでは、用途廃止申請であります、地元委員であります、8番委員と小西推進委員に確認を
していただいております。8番委員から報告をお願いいたします。

(8番委員)

地籍図を見ていただければと思います。

地籍図を見る限り、水路幅が2メートル近くの幅があると思いますが、現況は、三方コンクリートで、実際に水が流れている部分は、50から60センチメートル位しかありません。このような状態になったのは、いつ頃かということですが、今回、申請のありました●●さんですけれども、申請人である●●さんは、●●の住所になっておられまして、申請地には、娘夫婦が住んでおられましたので、娘さんから話を聞きました。いつ頃から水路部分がコンクリートに囲まれたのか、はっきりとした時期はよく分かりませんでしたけれど、現に三方コンクリートで、幅が60センチメートルの水路部分が南へ続いているということで、娘さんからの話から判断すると、平成になる頃には、現在の状況になっていたようです。その時に、今回の測定の結果の境界標を見ますと、水路幅が現実的には狭くなっていますので、そこに●●番と●との間に水路部分の余った部分が出来たのだろうと思われまして。それを平成になって、話をお聞きした方からいとお婆さんが家を建てられたようです。時期は分かりませんが、現実の水路が狭くなった部分を土地の一部と誤認した状態で、ブロック壁が建てられているのではないかとこのところでもあります。現況はそうなっています。

水路部分だけを見ますと、全部コンクリートで囲まれた水路が、ずっと地図上と同じように続いていますので、今回、水路の一部分を払下げしたとしても、何ら水路へ影響するものでもありませんし、田が広がっておりますけれども影響はないということで、用途廃止しても特に影響する所はないというように考えております。

以上でございます。

(農地担当)

推進委員の小西委員から、補足がありましたらお願いをいたします。

(小西委員)

8番委員と調査に行きました。

8番委員の説明のとおりであります。

年に2回程、溝掃除をするのですが、すぐ西側が家なので、どうかと思ったのですが、東側が広い土地があるので問題ないと思います。

よろしく願いをいたします。

(農地担当)

この件につきまして、何か質問等ありませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、2番の件について、農業委員会として用途廃止をしても営農上支障はないということで回答してよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしということで、農業委員会として、営農上支障はないということで回答します。

以上で、議案第36号の審議は終了いたしました。

次に、報告事項に入ります。

【報告第28号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について】

(農地担当)

報告第28号、農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について、事務局より説明をお願いします。

(主査)

【報告第28号 報告書について朗読】

【報告第29号 農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】

(農地担当)

次に、報告第29号、農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について事務局より説明をお願いします。

(主査)

【報告第29号 報告書について朗読】

【報告第30号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】

(農地担当)

次に、報告第30号、農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について事務局より説明をお願いします。

(主査)

【報告第30号 報告書について朗読】

【報告第31号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について】

(農地担当)

次に、報告第31号、農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について事務局より説明をお願いします。

(主査)

【報告第31号 報告書について朗読】

【報告事項】

(農地担当)

22ページ以降は、その他報告事項となっていますのでお目通しください。

以上ですが、本日、許可された議案につきましては、速やかに許可書を交付するものといたします。また、開発許可が必要なものにつきましては、同時許可とし許可書を交付することといたします。本日の許可件数は、第3条関係が5件、第4条関係が3件、第5条関係が7件でありました。また、総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について、営農上支障はないということで回答することといたします。

ご協力ありがとうございました。

(会長)

ありがとうございました。

以上で、日程第3の付議事件についてすべて終了いたします。

ここで、約5分間の休憩をいたします。

【午後2時45分から午後2時50分まで休憩】

(農地担当)

休憩前に続き、会議を開きます。

【日程第4 その他】

(会長)

次に、日程第4のその他に入ります。

委員の方から、報告等ありませんでしょうか。

(委員)

なし。

(会長)

委員の方々からの報告等ありません。

それでは、次に、事務局から審査基準について審議していただきたいことがあります。

事務局から説明をお願いいたします。

【農地転用許可に係る審査基準の制定について】

【支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可基準の制定について】

(次長)

事務局から説明をさせていただきます。

お手元に資料をお配りいたしておりますので、ご確認をしていただければと思います。

資料は、「農地転用許可に係る審査基準(案)」と「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可基準(案)」であります。

今回、お配りしているそれぞれの審査基準を農業委員会として定めようとするものであります。
この審査基準を定める場合、行政手続法に基づき手続きをしなければなりません。

それでは、この手続きについて簡単に説明をさせていただきます。

審査基準を定めようとする場合は、行政手続法第39条の規定により、一般の方々から定めようとする審査基準について、あらかじめ意見公募手続きをしなければならないとされております。その意見公募する内容につきましては、審査基準は具体的かつ明確な内容であること。その基準の題名及び審査基準を定める根拠となる法令等が明示されていることとされております。

次に、この意見公募期間内に提出された意見があれば、農業委員会は意見を十分考慮して審査基準を作成し定めることとされております。

その後、その農業委員会として決定した審査基準を行政手続法第43条の規定により、公示することになります。

手続きの流れにつきましては、以上であります。

(会長)

ただ今の事務局の説明につきまして、何か質問等ありませんか。

(2番委員)

意見公募の期間は、何日になるのですか。

(次長)

公示の日から起算して30日以上とされております。

(2番委員)

かなりの期間がかかるということですね。

(次長)

そのようになります。

(2番委員)

いつから、適用されるのですか。

(次長)

意見募集後、行政手続法第43条の規定により、公示後になります。

(2番委員)

分かりました。

(会長)

他にありませんか。

(委員)

なし。

(会長)

なければ、審査基準の内容について、事務局から説明をお願いいたします。

(次長)

「農地転用許可に係る審査基準(案)」について説明をさせていただきます。

この審査基準は、農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可の可否の判断にあたって、法令の規定によるほか、この審査基準により許可の判断を行おうとするものであります。

内容につきましては、基本的に農林水産省が平成21年12月11日付けで通知しています「農地法の運用について」の農地法第4条及び第5条の規定の部分を準用して審査基準を作成しています。

次に、「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可基準(案)」について説明をさせていただきます。

農地に支柱を立てて営農を継続しながら上部空間に太陽光発電設備等の発電設備を設置する場合には、当該支柱について、農地法第4条第1項又は第5条第1項の許可を必要とします。

この場合の発電設備については、当該設備の下部の農地において営農の適切な継続が確保されなければならないことから、一時転用許可の対象として可否を判断しなければならないため、この基準を定めようとするものであります。

今回、農業委員会が定める審査基準の案ですが、農林水産省が、平成30年5月15日付けで、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについてという審査すべき事項について通知をしています。この通知を準用して基準を作成しております。

次に、審査基準を定める根拠となる法令等として、「農地転用許可に係る審査基準(案)」には、農地法、農地法施行令、農地法施行規則、農地法の運用についてを関連資料として添付します。また、「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可基準(案)」には、農地法、農地法施行令、農地法施行規則、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についてを関連資料として添付いたします。

以上であります。

(会長)

ただ今の事務局からの説明、また、農業委員会として定めようとする審査基準等について質問等ありませんか。

(委員)

なし。

(会長)

それでは、この審査基準を定めるにあたり、行政手続法第39条の規定により意見公募手続をすることとしてよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(会長)

ありがとうございました。

それでは、そのようにさせていただきます。

次に、事務局から事務連絡をお願いいたします。

【事務連絡】

【農地利用最適化活動について】

【農地パトロールの実施等について】

【現地調査日時等について】

【総会日時等について】

(会長)

それでは、会長代理より閉会の挨拶をお願いします。

(会長代理)

皆さん、ご苦勞様でした。

大変暑い日が続いています。

毎日、草刈り等されていることだと思います。今の時期は、モモやブドウの収穫が一番忙しい時期だと思います。熱中症にならないように、農作業に励んでいただきたいと思います。

本日は、ご苦勞様でした。

閉会 午後3時22分